

🚗 事件事故 緊急事案は 110番

110番は、警察官が一刻も早く駆け付けなければならない事件や事故などのための緊急通報専用電話です。

事件解決のキーワードは「すばやい通報」にあります。

次のように、人命や財産侵害のおそれのある危険な状況を見聞きしたり、当事者となってしまったときは、迷わず、落ち着いてすぐに110番通報してください。

皆さんからの「すばやい通報」が、人命や財産を守ることにつながり、事件解決へと導きます。

△こんなときは すぐ110番！

- 強盗などの被害に遭った、目撃した。
- ドロボウに遭った、逃げるのを目撃した。
- ひったくりに遭った、逃げるのを目撃した。
- 見かけない人が家の中をのぞいている。
- 指名手配犯人とよく似た人を見かけた。
- ひき逃げ事故に遭った、目撃した。
- など



とよた

令和7年
1月号
豊田警察署
豊田交番
(0565)
35-0110

🗨️ 相談や困りごとは最寄りの警察署もしくは警察相談専用電話“#9110”のご利用を！



🚗 基本を守り、交通事故防止を！



豊田警察署管内では、令和6年1～11月末現在、894件（負傷者数1038名）の交通人身事故が発生し、その内死亡事故は5件（死者5名）でした。

豊田交番管内でも61件（負傷者数70名）発生し内1件は死亡事故（死者1名）でした。

交通安全の基本である次の対策で交通事故防止を！

- 交通ルールを遵守する。
- 「かもしれない」運転を心がける。
- 譲り合いの精神をもち、勝手な行動は慎む。

※道路交通法が改正され、令和6年11月より施行。

自転車運転の罰則強化！（飲酒、ながら運転等）

